○内閣府告示第七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び小松市

二　地域再生計画の名称　安全・安心による魅力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小松市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲斐市

二　地域再生計画の名称　「〝かい〟水環境向上計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　甲斐市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び岡谷市

二　地域再生計画の名称　安全安心で魅力のあるまち　岡谷

三　地域再生計画の区域の範囲　岡谷市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び出雲市

二　地域再生計画の名称　「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち出雲」のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　出雲市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡津野町

二　地域再生計画の名称　自然と共生する安心な町づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡津野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び朝倉市

二　地域再生計画の名称　共生と交流がもたらす潤いまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　朝倉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び糸島市

二　地域再生計画の名称　人と自然と文化をつなぐ糸島市まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　糸島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県田川郡添田町

二　地域再生計画の名称　水源の森林（いのちのもり）再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県田川郡添田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県東諸県郡綾町

二　地域再生計画の名称　「照葉樹林と共に生きる・綾のまちづくり」地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東諸県郡綾町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県上北郡七戸町

二　地域再生計画の名称　七戸町「快適で彩りあふれるまちづくり」再生計画（二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県上北郡七戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）